



福島再生加速化交付金（第43回）《道路等側溝堆積物撤去 ・処理支援第14回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額について

今回配分額 事業費 51百万円、国費 25百万円

（注）計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

端数処理により、合計と一致しない場合があります。

2. 交付対象事業

棚倉町及び福島県が実施する道路等側溝堆積物の撤去・処理に係る費用の支援を行う。（福島県は、須賀川市において事業を実施。）

《別紙資料》

- ・別紙1：自治体別事業概要及び事業実施場所
- ・別紙2：福島県の除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理

本件連絡先

復興庁原子力災害復興班

田中、高橋

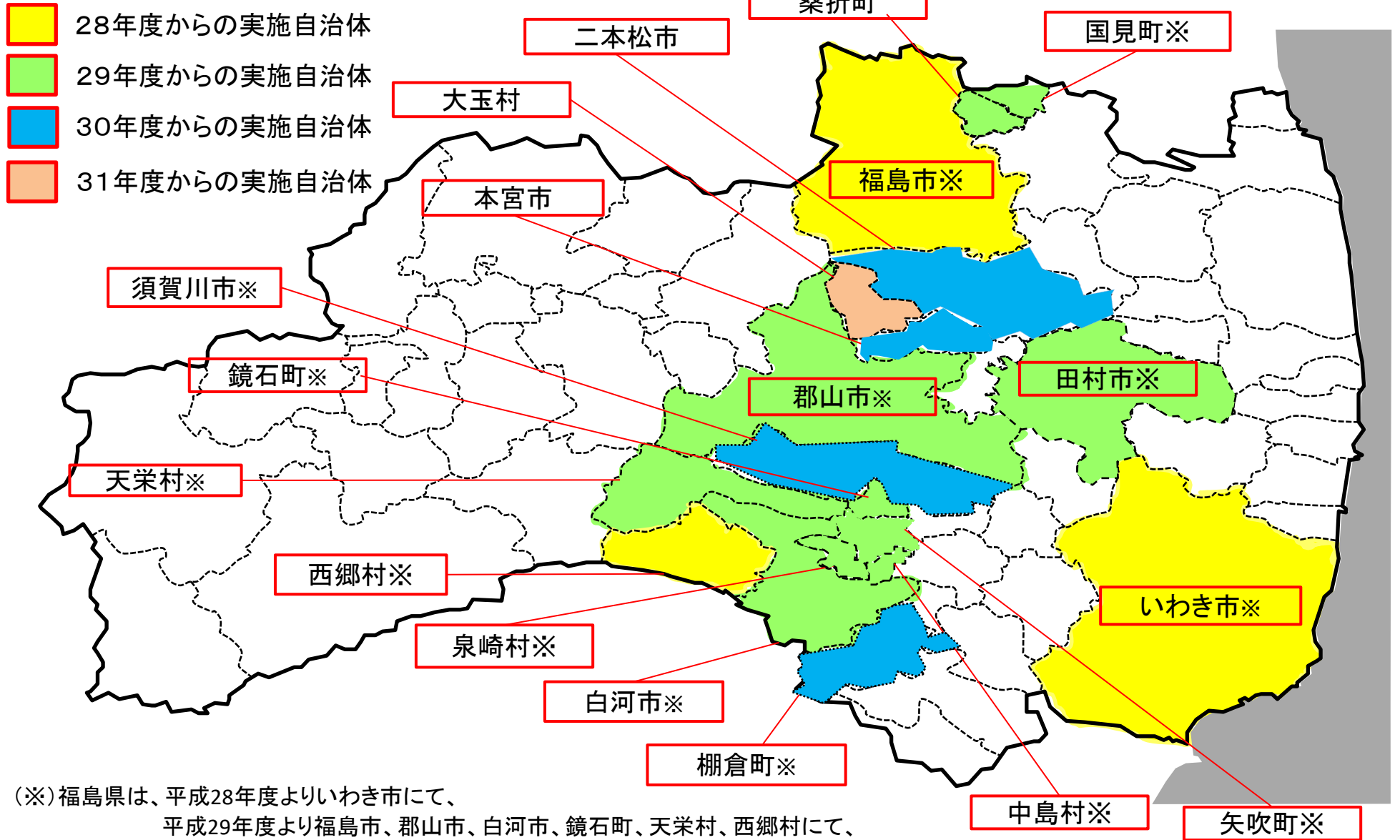
電話：03-6328-0250

1. 自治体別事業概要

自治体名	事業費 (百万円)	交付可能額(国費) (百万円)	(参考)	
			主な実施場所	側溝延長(km)
棚倉町	1.5	0.7	戸中仮置場の原状回復	—
福島県	49	25	須賀川市	5.1
合計	51	25		

(注1) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。端数処理により、合計と一致しない場合があります。
 (注2) 事業費には、堆積物撤去に係る費用のほか、仮置場関係費、最終処分費等が含まれている場合があります。
 (注3) 側溝延長は、今回の交付によって堆積物の撤去を予定している側溝のおおよその延長。
 (注4) 自治体名の横に「○」がある自治体は、今回が初申請。

2. 事業実施場所



(※) 福島県は、平成28年度よりいわき市にて、
 平成29年度より福島市、郡山市、白河市、鏡石町、天栄村、西郷村にて、
 平成30年度より国見町、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町にて、
 平成31年度より田村市にて、
 令和2年度より須賀川市にて、事業を実施しております。

福島県の除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理

課題

- 福島第一原発事故後、住民による清掃活動を中止
 - 仮置場や最終処分場の確保が困難
 - 空間線量0.23μSv/hを下回る地域は除染事業の対象外
- 豪雨時の路面の冠水、悪臭、害虫発生などの実害が発生

対応

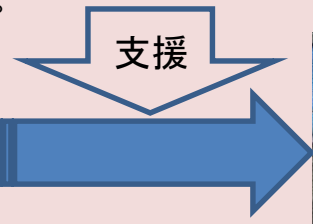
- 平成28年9月30日、国が以下のような対応方針を定めて対応
- ・市町村が最終処分場や仮置場を確保
- ・国は、通常の維持管理活動の再開のため、一地区、一回に限り財政支援を行う。
- ・8000Bq/kg超の側溝堆積物は、必要な整理をした上で、特定廃棄物埋立処分施設又は中間貯蔵施設に搬入

福島再生加速化交付金(道路等側溝堆積物撤去・処理支援)

- (1)対象地域・団体
福島県、除染実施計画を定めた福島県内の市町村
- (2)対象要件等
 - ・事業実施後は、中断していた道路等側溝の維持管理活動を再開
 - ・最終処分場又は仮置場が確保
 - ・除染等の措置により撤去・処理を行っていない。
 - ・一地区、一回限り。
- (3)交付対象経費
撤去作業費、放射能濃度測定費、仮置場等関係費、運搬費、中間処理費、最終処分費、等
- (4)交付額
1 / 2 (従前の維持管理活動に係る費用を控除)
地方負担分は、震災復興特別交付税交付金を措置
交付省庁は復興庁。



(施工前)



(施工後)

事業実施自治体(平成28～令和2年度)

